

公益財団法人日本バスケットボール協会
平成25年度 臨時評議員会 議事録

日 時：平成26年2月11日(火・祝) 15:00～17:30

場 所：スタンダード会議室 五反田店

出 席：<評議員>

森野和泰、田中雅之、小野安壮、保坂明、沼澤宏、安齋司、岡田裕昭、遠藤嘉津敏、池田照、田中敏郎、大野健男、齋藤徳也、半田真一郎、天野寛、真田功、山田洋司、松倉弘英、林厚子、島澤司、渡邊正知、門川浩人、後藤明、湯浅暢宏、新宅博生、岡嶋隆文、穂山靖夫、玉井尚樹、川武修、木下博順、小坂悦夫、近藤豊志、祖岩亨道、大塚英彰、上元康正、鮫島俊秀、日越延利、安田勝彦、榊原みどり、市川数馬、小口賢司、北澤和基、荒井邦夫、有本功、増島篤、宮地弘孝、森崎秀昭、和田雅也、白谷慶子の各評議員

<理事>

深津泰彦会長職務代行、丸尾充、梅野哲雄の各副会長、星芳樹専務理事、伊藤信明、熊谷秀樹、坂本昌彦、佐々木三男、品田奥義、庄司義明、高橋雅弘、田窪徹、野村俊郎、原田茂、福井晴次、堀井幹也、水谷豊、吉田長寿、吉田利治の各理事

<監事>

高原洋太郎、松岡憲四郎、山崎均の各監事

<特任委員>

内山英司、小倉恭志、片山正明、西井歳晴、林直樹の各特任委員

欠 席：藤原修、青木隆、土田正文、宮倉義輝、山本良和、宇田川貴生、藤村昇、中村哲夫、野田明宏、加藤裕三の各評議員、

麻生太郎会長、大神訓章、大山妙子、鈴木秀太の各理事、上島正光特任委員

オブザーバー：山見博康裁定委員会委員長、金井克仁弁護士／裁定委員会委員

1. 定足数の報告

堀井総務部長より定刻における出席者数の報告があり、定款第16条第2項に基づき、評議員総数(58名)の過半数の出席(出席:48名)を満たすため、会議成立が宣せられた。

2. 挨拶

深津会長職務代行より開会の挨拶があった。

3. 議長選出

堀井総務部長より、議長選出にあたってはこれまでの評議員代表者による協議を受け、議長に中日本・岐阜県の島澤司評議員、副議長に東日本・埼玉県の田中敏郎評議員および西日本・長崎県の大塚英彰評議員が推薦され、承認された。

4. 議事録署名人選出

議事録署名人については、定款第19条により議長および出席評議員の代表2名以上が必要になることから、議長より議事録署名人として富山県の松倉弘英評議員、愛知県の門川浩人評議員が推薦され、承認された。

5. 報告事項

報告事項に先立ち、議長より今回の臨時評議員会の招集経緯の説明があった。

また、6名の評議員より提出された臨時評議員会開催請求の中に議題として提案された役員候補者の選定に関する規程の改定が本会議の議題になっていないことについて質疑があった。

これについては、評議員の代表者による会議での議論を踏まえて、前回(2013年6月)の評議員会にて「第4条第2項第4号および5号の推薦理事枠数について2014年3月の評議員会までに見直しも含めた検討を行うこと」および「会長候補者の選定等その他の内容については現状の規程に則って進めていくこと」が決議されていること。役員候補者の選定に関する規程は理事会および評議員会の決議が必要な規程であり、評議員会の議案は理事会承認されたものが前提であること。さらに、1月11日に行った評議員の代表者による会議において本件についてはこの評議員会では議題とせず一度持ち帰って意見を集約した上で継続的に検討することで合意が得られたこと。

これらを踏まえ、経緯をきちんと説明して理解を深めてもらうため、また、今後の検討に向けて意見を集約するために、本会議を招集したことが説明された。

(1) 役員候補者の選定に関する規程について（堀井理事）

前段の質疑に対する回答に加え、役員候補者の選定に関する規程については、前回の評議員会で決議した通り、第2条第4項および第5項の改定について検討を進めてきており、それについては予定通り次回3月の評議員会で審議していただく予定であること、また、今回の臨時評議員会開催請求で提案された改定案については、評議員の代表者による会議で話し合った通り、今後継続して協議を行っていくことが報告された。

(2) 2020年東京オリンピックについて（深津会長職務代行、吉田(長)理事）

2020年東京オリンピックの出場に関し、はじめに12月17日にパトリック・バウマンFIBA事務総長との会談の内容が資料に基づき報告された。その中でFIBAからは日本国内のバスケットボールの発展に向けての改革やリーグ構造の確立についての指摘があり、その改善がオリンピック出場の条件として明確に示されているわけではないものの、改善の方向性が見えない場合は制裁が科されることも示唆されたことが報告された。また、これを受けて、理事会としては改革委員会を設置し、機構・構造改革やPリーグ設立の推進および国内リーグ構造の検討の取り組みを行うことを決定し、1月末にFIBAを訪問してその意思を伝えたことが報告された。

さらに、資料に基づき、オリンピックの出場枠(男子)について、現行の出場枠の仕組み、2017年以降の国際競技日程の大幅な再編に伴う2020年以降のオリンピック出場枠の仕組みが説明され、開催国の出場については、前回のロンドンオリンピック同様、FIBA中央理事会にて決定されるものであることが補足された。

(3) **若年層の国際移籍違反について**（堀井理事、山見裁定委員会委員長）

シャンソン化粧品の新化選手にかかる国際移籍違反に関し、2013年3月および6月の評議員会での報告内容以降の進捗について、資料に基づき報告された。尚、裁定委員会に預託しているシャンソン化粧品への処罰については、2月末の最終弁明を受けて3月中に答申をまとめる予定であることが補足された。

(4) **大会における参加資格違反について**（品田理事）

第79回皇后杯の参加に関して、WJBLから推薦されたトヨタ自動車に参加資格違反があったこと、また、これについて規律・プレイクリーン委員会ならびに理事会にて審議の結果、WJBLに対して「戒告」、トヨタ自動車に対して「注意」を与えたことが報告された。

(5) **エグゼクティブパートナー制度について**（吉田(長)理事）

平成24年4月から導入されたエグゼクティブパートナー制度について、改めて契約の概要（期間、契約金額、協働事業内容、権利区分等）が資料に基づき、説明された。また、関連して平成24年度の補正予算および平成25年度の予算における収入および支出の部分、登録証（JBAポイントカード）の発行に関する個人情報の管理は全てJBAで行っていることが改めて説明された。

以上